

契 約 変 更 の 内 容

施 設 名	福島地方環境事務所
業 務 名	令和 5 年度中間貯蔵施設設置に伴う用地総合支援業務（第 2 回変更）
契約変更年月日	令和 6 年 3 月 2 1 日
業 務 場 所	福島地方環境事務所
契 約 業 者 名	（一社）日本補償コンサルタント復興支援協会
契約業者の住所	東京都港区虎ノ門一丁目 1 番 2 0 号
工 期 （ 自 ）	令和 5 年 4 月 3 日
工 期 （ 至 ）	令和 6 年 3 月 2 9 日
業 務 概 要	本業務は、中間貯蔵施設の設置に必要な土地等の取得及びこれらに伴う補償等に関する業務（輸送道路を含む）の一部を用地資料作成整理部門として委託するものである。
契 約 金 額	金 2 6 0, 3 5 9, 0 0 0 円（消費税込）
変更後の契約金額	金 2 1 4, 8 3 0, 0 0 0 円（消費税込）
変 更 理 由	権利調査等が減になり、また、当初予定していた建物等を所有する関係者の調査承諾が得られなかったことにより、数量の減となるもの。

契 約 変 更 の 内 容

施 設 名	福島地方環境事務所
業 務 名	令和 5 年度中間貯蔵施設設置に伴う用地総合支援業務 (第 1 回変更)
契約変更年月日	令和 5 年 9 月 1 9 日
業 務 場 所	仕様書のとおり
契 約 業 者 名	(一社) 日本補償コンサルタント復興支援協会
契約業者の住所	東京都港区虎ノ門一丁目 1 番 2 0 号
工 期 (自)	令和 5 年 4 月 3 日
工 期 (至)	令和 6 年 3 月 2 9 日
業 務 概 要	本業務は、中間貯蔵施設の設置に必要な土地等の取得及びこれらに伴う補償等に関する業務(輸送道路を含む)の一部を用地資料作成整理部門として委託するものである。
契 約 金 額	金 2 5 8 , 6 3 2 , 0 0 0 円 (消費税込)
変更後の契約金額	金 2 6 0 , 3 5 9 , 0 0 0 円 (消費税込)
変 更 理 由	今年度調査予定の建物は関係者より調査承諾を頂いた住宅を予定していたが、当初予定外の追加建物調査依頼があり、その建物について調査承諾を頂いたことにより建物等調査の追加が必要となった。

様式3号

契約の内容

施設名	福島地方環境事務所
業務名	令和5年度中間貯蔵施設設置に伴う用地総合支援業務
契約年月日	令和5年4月3日
契約方法	随意契約
業務場所	特記仕様書記載内容のとおり
業務種別	特記仕様書記載内容のとおり
契約業者名	(一社) 日本補償コンサルタント復興支援協会
契約業者の住所	東京都港区虎ノ門一丁目1番20号
工期(自)	令和5年4月3日
工期(至)	令和6年3月29日
業務概要	本業務は、中間貯蔵施設の設置に必要な土地等の取得及びこれらに伴う補償等に関する業務(輸送道路を含む)の一部を用地資料作成整理部門として委託するものである。
契約金額	金258,632,000円(消費税込)
予定価格 (随意契約の場合)	金259,259,000円(消費税込)

随意契約理由書

施設名：福島地方環境事務所

業 務 名	令和 5 年度中間貯蔵施設設置に伴う用地総合支援業務
契約業者名	一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会
随意契約理由	<p>本業務は、令和 5 年度の中間貯蔵施設の整備に必要な土地等の取得等（面積約 300 ha、関係者数約 450 名）及びこれに伴う補償等について、現地の補償対象物件に係る物件所有者の調査承諾を得られ次第直ちに調査・算定を行う用地調査等業務、それら業務成果の審査等を行う用地資料作成整理業務を実施するものであり、帰還困難区域内の補償対象物件の把握、中間貯蔵区域内の補償算定の特殊性を理解し、これらを一体的に行うことで、迅速かつ効率的に用地取得の支援業務の遂行が可能となる。</p> <p>本業務の実施に当たっては、用地補償に関する専門的、かつ、高度な知識を有する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規定」第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された資格者）や国、地方公共団体の職員または補償関係コンサルタントの従業員として長く用地実務経験を有する者など 6 名が、履行期間を通して必要となる。</p> <p>参加者確認公募方式が令和元年 10 月より建設コンサルタント等に拡充されたこともあり、当該補償業務管理士等の技術者を履行期間通して動員配置し、本業務に必要な体制を確保維持し続ける者が一者のみ又は複数者存在するかを確認する必要があるため、参加者確認公募方式により募集を行った。その結果、参加表明があった者は、一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会一者であり、同者が応募要件を満たしていることが確認できたため、会計法第 29 条の 3 第 4 項に規定する「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当することから、同者と随意契約を行うこととするものである。</p>